

令和6年度 第5回 石狩市子ども・子育て会議 議事録

日 時 令和7年2月17日(月) 10時00分～11時30分

場 所 石狩市役所4階 401・402 会議室

出席者 委員:8名 事務局:10名 合計18名

委 員					
役 職	氏 名	出 欠	役 職	氏 名	出 欠
会長	吾田 富士子	出席	委員	日下部 匡彦	出席
副会長	伊藤 美由紀	出席	委員	新田 大志	欠席
委員	坪田 清美	出席	委員	穴田 めぐみ	出席
委員	河岸 由里子	出席	委員	青田 奈保子	欠席
委員	近藤 宏	欠席	委員	高橋 典只	出席
委員	星野 ゆかり	欠席	委員	野口 直美	出席

事務局	所属氏名	所属氏名
	子育て推進部長 田村 奈緒美	子ども家庭課長 青山 昌弘
	子ども政策課長 青木 祐一郎	子ども家庭課主査 竹瀬 直久
	子ども政策課保健師担当課長 廣瀬 芳江	子ども家庭課主査 木本 明美
	子ども政策課主査 中川 陽子	子ども相談センター長 今田 竹哉
	子ども政策課主査 田原 朋学	
	子ども政策課主任 瀧坪 真里依	

オブザーバー:歴史地域未来創造 株式会社やまち 百瀬 かなえ

歴史地域未来創造 株式会社やまち 松浦 照子

傍聴者 0名

次第

1. 開会

2. 諮問

3. 議題

(1)令和7年度乳児等通園支援事業の実施について(諮問案件)

(2)一時預かり事業(一般型)の拡充について(諮問案件)

(3)第二期石狩市こどもビジョンの策定について

(4)教育・保育施設の利用定員の変更について(報告)

4. 答申

5. その他

6. 閉会

【1. 開会】

○事務局 青木課長

おはようございます。

定刻となりましたので、これより令和6年度第5回石狩市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日の会議は、2時間程度を予定しております。

それでは、初めに会議の出席状況をご報告します。本日は、近藤委員、星野委員、青田委員、新田委員より、欠席の連絡をいただいております、委員 12 名中、8名の出席です。石狩市子ども・子育て会議条例第5条第2項の規定により、委員の半数以上が出席されておりますので、本会議が成立しておりますことを報告いたします。

続きまして、本日使用する資料について確認いたします。

事前に配布しました資料として

- ・次第
- ・資料1 令和7年度乳児等通園支援事業の実施について
- ・資料2 一時預かり事業(一般型)の拡充について
- ・資料3 第二期石狩市こどもビジョン(案)
- ・資料4 教育・保育施設の利用定員の変更について

本日配付しました資料として

- ・座席表
- ・委員名簿
- ・修正後の 資料4 教育・保育施設の利用定員の変更について

資料は全てお揃いでしょうか。不足がありましたら事務局までお申し付けください。

【2. 諮問】

○事務局 青木課長

それでは、本日の審議案件について審議会に諮問します。

田村部長より手交いたします。

○田村部長

石狩市子ども・子育て会議 会長 吾田 富士子 様。石狩市子ども・子育て会議条例第2条第2項の規定に基づく諮問について次のとおり、貴会議の意見を求めます。1. 令和7年度乳児等通園支援事業の実施について。2. 一時預かり事業(一般型)の拡充について。よろしくお願いいたします。

【3. 議題】

○事務局 青木課長

議題に入る前に委員の皆様にお願ひがあります。

議事録の作成にあたりましては、議事録作成システムを使用しております。

発言いただく場合は、必ずお近くのマイクを使って、なるべくゆっくりとご発言いただきますようご

協力をお願いいたします。

では、これよりの進行を吾田会長にお願いします。よろしくお願いします。

○吾田会長

皆様おはようございます。2 月も下旬になり、少し春めいてきたのかなって感じがしております。各園、学校においても年度末を迎えて、こどもたちの成長を振り返り、成長している子もいれば、成長の為の停滞をする子もいて、こどもたちは螺旋階段を登るように、成長しているということを振り返っている季節かなというふうに思います。

今日も皆さんの貴重な時間でこの会議を開催させていただきますけれども、この一つ一つの議題が、こどもたちの心と体を守り、こどもたちの周りにいる大人の人たちの心と体も支えられるような、そういう制度となりますように、皆様の知恵をお借りしたいと思っております。どうぞご協力よろしくお願いいたします。それでは、議題に入りたいと思います。

先ほど諮問されました、(1)の「令和 7 年度乳児等通園支援事業の実施について」事務局から説明をお願いします。

○事務局 木本主査

子ども家庭課の木本です。私から、令和 7 年度乳児等通園支援事業(いわゆる こども誰でも通園制度)の実施について、ご説明させていただきます。資料 1 をご覧ください。

まず、1. 乳児等通園支援事業の制度の概要ですが、令和 5 年 12 月に国で閣議決定された「こども未来戦略」の加速化プランに掲げられた施策で、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で利用できる事業です。

令和 7 年度からは、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化されます。この地域子ども・子育て支援事業とは下の※印のとおり、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業となっております。よって、令和 7 年度は実施するか否かは市町村の裁量にゆだねられております。

一方、令和 8 年度からは、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として全国の自治体において本格実施されます。

市では、令和 7 年度に地域子ども・子育て支援事業として、市内一部の認定こども園等でモデル事業を実施し、令和 8 年度からの本格実施へ向けて、利用ニーズの把握や事業運営の課題検証等を行う予定です。

次に、2. 市の事業内容についてご説明いたします。なお、★印がついているものは、国の制度と同一の内容となっております。

(1) 対象児童ですが、市内に住所を有する 0 歳 6 か月から満 3 歳未満の未就園児いわゆる、保育所等に通っていない児童としています。(2) 実施場所は、認定こども園及び地域型保育事業所 5 施設で実施予定です。(3) 利用時間は、こども一人当たり月 10 時間を上限としており、(4) 実施方法としては、施設の空き定員に関わらず、一定数のこどもを受け入れる一般型を 3 園で、施設に空き定員がある場合、空き定員の範囲内で実施する余裕活用型を 2 園で予定しており、一般型では、既存の一時預かり事業との合同等による実施を検討しております。(5) 利用料金は、こども一人 1 時間当たり 300 円を基準とし、実施施設が定めることとしており、生活保護世帯及び住民税非課税世帯は利用料を減免します。その他、

給食費等の実費負担がございます。(6) 補助単価についてですが、こども一人 1 時間当たり 0 歳児 1,300 円、1 歳児 1,100 円、2 歳児 900 円を実施施設へ交付いたします。

続いて 2 ページをご覧ください。四角で囲っている部分は、乳児等通園支援事業について問われることの多い、一時預かり事業との違いについて国の見解をお示ししております。

まず、一時預かり事業は、保護者の立場からの必要性(就労や通院、リフレッシュ等)に対応するもので、保護者が「預ける理由があるとき」に利用するものという保護者目線の事業である一方、乳児等通園支援事業は、保護者のために預かるサービスではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じてこどもが成長していくように、こどもの育ちを応援するというこどもの育ちを後押しするものと位置付けられております。

次に、3. 今後のスケジュール(予定)についてですが、先月開催いたしました、前回の子ども・子育て会議では、市が定める認可基準について諮問し、妥当である旨、ご答申を頂きました。本日の子ども・子育て会議を経まして、3 月の第 1 回市議会定例会で、認可基準の条例制定を行うほか、先程 1 ページでご説明した事業内容を明記した乳児等通園支援事業の実施要綱の策定、このほか、国が現在作成しております事業実施に関する手引きの周知広報や、事業実施施設の公募手続を行います。

続いて、4 月から 5 月には、子ども・子育て会議において、事業実施施設に対して認可を行うにあたっての意見聴取を行った上で、市による認可行為を行います。また、事業実施施設における受入の準備等を行った上で、広報いしかり、市HP、市の乳幼児健診等で事業内容を広く周知する予定です。そして、6 月以降に令和 7 年度乳児等通園支援事業、モデル事業を開始し、その後、利用者アンケート調査の実施、モデル事業の評価検証等を行う予定です。

以上が令和 7 年度の乳児等通園支援事業を実施するための主なスケジュールでございますが、その他にも、令和 7 年度中には、令和 8 年 4 月からの給付制度の開始に向けて、運営基準を定めるにあたっての意見聴取のほか、認可確認を行うにあたっての意見聴取を子ども・子育て会議の皆様にご審議いただく予定となっております。私からは以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○吾田会長

一時預かり事業と乳児等通園支援事業の違いについて資料に記載していただいておりますが、利用する方がどこまで理解いただけるのかというのもありそうですね。また、次の一時預かり事業(一般型)の拡充についてと関係があるのかなと思います。

ただいま事務局から説明がありました内容について、ご意見やご質問がありましたらご発言いただければと思います。

○坪田委員

利用料 300 円は園で現金で受け取り、園の収入として処理する形かと思いますが、現在パートの保育士さんの時給は 1,300 円ぐらいですので、2 歳児ですと少し赤字になるのかなと思います。

また、会長が先ほどおっしゃったように、一時預かり事業と乳児等通園支援事業の違いという部分で、こどもの育ちを応援するとなっておりますが、0 から 2 歳児のこどもたちの発達を考えたときに預かるというよりも、支援センターみたいなところで、親子で来て、同じぐらいのこどもたちと遊ぶ。それを見守る親たちと支援センターの先生達が交流することによって、親の育ちにもつながっているという部分では、私は、0 から 2 歳のこどもの育ちと思ったときには、預けてしまうというよりは、センター利用の方がこどもの年齢に合ってるのかなというふうに思います。以上です。

○事務局 青山課長

子ども家庭課長の青山です。まず、1 点目の利用料につきましては、坪田委員がおっしゃるように、園の収入となります。園の方には今 300 円を基準としてますが、300 円とプラス(6)の各年齢に応じた補助単価が一人 1 時間について園の収入として入ってくるという認識で間違いございません。

例えば、300 円プラス 1 歳であれば、1, 100 円で合計 1, 400 円、2 歳であれば、300 円プラス 900 円で 1, 200 円ということです。

でも、おっしゃるようにパートの保育士さんの時給が 1, 300 円というお話もありました。国の審議会でも、実際に従事する人件費相当として、この利用料金、また自治体から交付されるこの委託単価では厳しいという意見がすごく多かったというふうに感じておりました。

国は一律 850 円という単価から、来年度は記載の単価に見直したわけですが、それでも実態としては、なかなかこれで事業をやってくださっていくというのは厳しいというご意見が関係者の皆様から多くあるというのは私も理解しております。実際、令和 7 年度は市としてはモデル事業という形で実施させていただいて、そういった人材の確保の部分で事業として成り立つかどうかという、そういった収支の部分も含めまして、令和 8 年度の本格実施に向けて、どのような課題があるのか、そういったものを見定めて各園いろいろな情報交換を経て、事業が成り立つように検討進めていきたいと思っております。

予定では令和 7 年度については、この単価でやらせていただくということにはなりますが、令和 8 年度に向けてそういった部分も含めていろいろと検証していきたいと考えております。

また、2 点目の 2 ページの一時預かり事業と乳児等通園支援事業との違いということで、国がその目的が違うということを発信しているその内容を記載させていただきました。

実際に吾田会長がおっしゃるように、利用される方がどう思うか、あるいは受け入れる施設の方がどのように対応するかという部分は、非常に似ている事業でもありますので、軌道に乗るまでは多少、戸惑いながらやることになるのではないかなというふうにも思っております。

一時預かり事業というよりも、子育て支援センターでという坪田委員からのご提言でございますが、おっしゃる通りですね、子育て支援センターは市内 6 箇所で実施していますが、親子で通園できるという部分もありますし、だれでも通園制度の 0 歳 6 か月から 2 歳、そういった対象のお子さんが利用しているという実態もございますので、令和 7 年度はモデル的に行う部分で、現在は子育て支援センターは含めておりませんが、令和 8 年度以降に向けて、もし施設側との条件が整えば、そういった令和 7 年度のモデル実施のなかでも子育て支援センターも対象施設に含め、様々な施設形態での受け入れというのができるのかどうか、そういう部分も併せて検討を進めていきたいと思っております。

こども誰でも通園制度は、国では対象施設を定めておりませんので、1 月に、この審議会にお諮りした設備運営の基準、これを満たしていれば、どのような施設でも実施することができるというふうに国では言っています。

一般的には認定こども園等で行うことがイメージしやすいのですが、子育て支援センター、あるいは一時預かり事業を実施している施設、そういったところで様々な条件、あるいは利用実態等を踏まえて、こういった施設でやるのが石狩市の中で一番適切か、そういう部分を見定めてまいりたいと思っております。

○坪田委員

申込時期についてはどのぐらいの時期を予定していますか。1 人加配しないといけないと思いますので、1 週間ぐらいの期間が必要だと思いますがどのように考えていますか。

○事務局 青山課長

国のほうから具体的な事務マニュアルが 3 月を目処に示されて、それをもとに各自治体で運営してくださいという事務の方向性になっておりますので、まずはそういった基本ルールを国のほうでどういった形で作ってくるか、そういう部分を見定めてまいります。坪田委員がおっしゃるように急に受け入れてくれっていうものもなかなか難しいことは承知しておりますので、ある程度、例えば、前の月には申し込みをするとかですね、そういった事前申し込み制というのを念頭に令和 7 年度は事業を実施してまいりたいと現段階では考えております。

○吾田会長

令和 7 年度はモデル事業で各認定こども園にお願いするっていう形ですけれども、一か所ぐらい子育て支援センターでもやってみるのもいいのかなと思ったのですが、モデルを実施しないで令和 8 年度からセンターでも実施するということになると、戸惑う部分もあるかと思いますが、センターでのモデルは難しいのでしょうか。

○事務局 青山課長

子育て支援センターで実施に向けて、まだ具体的に事業者の方とお話した機会というのはございません。先月、この会議でお諮りした設備運営の基準については、市の考えについて子育て支援センターの方にも意見は伺いました。

先ほどとも重複しますが、今後、令和 7 年度の事業実施に向けて、色々と国が事務マニュアルを作成したり、様々なそういった考え方など、まとめておりますので、そういったものが示されたら、認定こども園のみならず広く、子育て支援施設の方にも情報提供し、令和 7 年度の事業として市の考え方と、もしご協力いただける部分があれば、そういった個別にお話をさせていただいて、受け皿としてですね、市民の方が利用しやすい環境というのを少しでも作っていきたいというふうに考えておりますので、現段階においてはまだ検討中ということですが、決して令和 7 年度全く考えていません、ということではございませんので、お知らせしておきます。

○吾田会長

ありがとうございます。国の方針を見ても、こども誰でも通園制度は、根本的に保育園に誰でもというイメージでしたよね。だから国も子育て支援センターで親子でということは想定していないのかなというイメージは私もありましたけれども、確かに小さいこどもたちは、坪田委員がおっしゃるように、親子で親も育っていくことは大事な事かなと思いました。ありがとうございました。

その他にご意見はありませんか。本会議としては市の原案について妥当であるという判断でよろしいでしょうか。ではそのように答申したいと思います。

続きまして、引き続き諮問案件として(2)の「一時預かり事業(一般型)の拡充について」事務局から説明をお願いします。

○事務局 青山課長

資料 2 の 1 ページをご覧ください。事業の内容としては、現在市内認定こども園 3 園で実施している一時預かり事業の対象を来年度から拡充するというものになります。

はじめに、「1」の事業の目的についてですが、保護者の就労ニーズの高まりに伴い、市内の幼児教

育・保育ニーズは年々増加しております。このようななか、現在、認定こども園で実施している、就園前の幼児教育クラス、例えばプレ幼稚園等の取組について、多くの共働き家庭が利用している実態や、こうした受け皿が市の待機児童対策にも寄与している、その役割の重要性等を鑑み、令和 7 年度から市の地域子ども・子育て支援事業として位置づけ、各園へ委託しようとするものであります。

また、こうした取組を促進し、安心して子育てでできる環境を整備することで、乳幼児の福祉の増進を図るとともに、先程ご審議いただきました、令和 7 年度から実施する、こども誰でも通園制度とも一体的に進めることで、例えば、こども誰でも通園制度を月 10 時間以上利用したい方の受け皿としての基盤を整備していくなど、多様化する保育ニーズに対応した効果的かつ効率的な事業実施を目指してまいります。

次に、「2」の一時預かり事業の実施類型について、説明いたします。現在、本市で実施している一時預かり事業は、一般型と幼稚園型の 2 種類があり、一番左の、保護者が預ける理由がある時に利用できる、非在園児を対象とした一般型と、一番右の、幼稚園部に在籍している満3歳以上の児童を教育時間後や長期休業中等に保育を行う幼稚園型の 2 つのタイプとなっています。

この度の拡充は、非在園児を対象としている一般型の取組について、太枠内の認定こども園で実施している幼稚園部就園前の満 3 歳未満の幼児教育クラスを新たに対象として加えるものであり、これにより、子育て世帯の様々なニーズへの対応を図るとともに、今後のこども誰でも通園制度の円滑な実施も見据えた、市全体における幼児教育・保育の提供体制の確立を図るものであります。

なお、この幼稚園部での一時預かり(一般型)の取組については、お隣の札幌市では既に実施されている内容となっております。

次に、2ページをご覧ください。「3」の一時預かり事業(一般型)の利用料について、説明いたします。新たに実施する幼稚園部の利用料は、既に実施している保育所部の利用料と同一といたしますが、一部免除対象を見直すこととしております。

ページの真ん中の表に、現行の利用料を記載しておりますが、現在、生活保護世帯については、非定型的保育及び緊急保育で利用する場合には、利用料は 0 円で免除となっております。なお、非定型的保育とは、下の※に記載があるとおり、保護者の就労等を理由としたものであり、緊急保育とは、保護者の入院等を理由としたものであります。

見直し内容としては、下の表のとおり、令和 7 年度から、住民税非課税世帯を免除の対象に追加するとともに、私的理由の場合、上の※でいう、保護者の育児負担の軽減、つまりリフレッシュ等で利用する場合でも免除にしようとするものであります。

こうした見直しの理由としましては、ページの上段、2 段落目に、「なお、～」以下で記載しておりますが、令和 6 年度、今年度から国の一時預かり事業に関する交付金要綱が改正され、生活保護世帯及び住民税非課税世帯の利用料を減免した分が、国の補助対象として補填されるように変更されたことを受けて、令和 7 年度から利用料を変更するものであり、また、他の子育て関連事業、例えば、先程ご説明した、こども誰でも通園制度や、そのほか病児保育事業の料金設定の考え方とも整合を図るものであります。

次に、3ページをご覧ください。最後に、一時預かり事業(一般型)について、市から事業実施施設へ交付する補助金の対象経費や、年間延べ利用児童数ごとの補助基準額を掲載しておりますのでご参照願います。

なお、参考までに、ページの一番下に現在市で実施している認定こども園 3 園における利用実績を掲載しており、令和 5 年度では、3 園の合計で年間 242 名となっております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○吾田会長

ありがとうございます。この案件につきまして、ご意見ご質問はございますか。

右側の幼稚園型について対象者については、通っていない児童が対象になりますか。

○事務局 青山課長

右側の幼稚園型は在園児が対象になります。いわゆる 1 号という幼稚園部に通っている園児が対象になります。幼稚園の教育時間が終わった後も就労などしている場合も例えば夕方まで預かり保育で預かってもらうということになります。

○吾田会長

左側の保育所部というのは園に在園していない、0 から 5 歳のこどもが対象で、そのためには加配が必要であったり余裕がある場合はそれで受入れるということによろしいでしょうか。そして、真ん中の幼稚園部についてですが、プレ幼稚園みたいなイメージがあるんですね。プレ幼稚園は来年から預けるのに、この幼稚園どうかなって思っているいわゆる 2 歳児が親子通園したり、こどもだけで預けながらこの園がいいのかなということ、保護者たちが利用しているものを参考にしたいということですね。

○事務局 青山課長

そういうことです。

○吾田会長

そうするとプレ幼稚園と一時預かりというのは少し目的が違いますよね。目的としては違うけれども、こどもを預けてこどもは園の中で他のこどもや先生たちと楽しい時間を過ごすという形態としては似ているということですね。

先ほどのこども誰でも通園制度が保護者目線なのかこども目線なのかっていうところの違いと、ここも何か、もやもやとするものがちょっとあるっていうのが現実なんですよ。

こどもはもちろん大事なのですが、これが保護者として本当に必要だって言う人が排除されないようにしないと、沢山来た時にどこをどう整理していくのかっていうようなところが混在してしまうのではないかと思います。難しい制度だになっていうふうに思っています。

○事務局 青山課長

はい、ありがとうございます。目的は最初に申し上げた通り、実態を踏まえてというのが、まず第一になります。

例えば、プレ幼稚園を例にとりますけども、プレ幼稚園というのは、満 3 歳の幼稚園部に入る前に 2 歳のお子さんを対象に、各園が独自の事業として 3 歳からの園児を獲得するために行ってる事業という理解は私も同一です。

プレ幼稚園に限った話ではないのですが、そういった民間で独自に行ってる受け皿というのが、市内の就労家庭の保育園に入所できない方の受け皿になってるという部分もあるのも事実でございます。

そういった実態を踏まえて、今後、その一時預かり事業という位置づけが、就労が理由であれば保育所部、今だったら幼稚園型という形で就労している方が幼稚園部が終わった後に預かり保育っていう

形で受けてる受け皿、それ以外にも一般型の幼稚園タイプということで、就労家庭の多様な働き方に合わせた、受け皿という部分も、市としても事業として進めて、それを委託して実施できるのであればやっていただこうという、まあそういう考え方があっての今回の拡充というふうに考えております。それはおそらく実施している札幌市でも同様の考え方だと思います。

またそこに合わせまして、こども誰でも通園制度があり、国では、一時預かり事業とこども誰でも通園制度というのは、目的の異なる違うものだという話ではありますが、今年度先行的に実施している札幌市さんの例なんかを見ますと、やはり10時間以上使いたいというニーズは、やはり少なからずあります。国は10時間分までしか補助金は出ませんと言っていますが、そういった10時間を越えるニーズに対応するためには、どうしたらいいかと、様々な方法がありますが、例えば、こういった一時預かり事業の枠を増やすことで、こども誰でも通園制度として利用してる方が、同じ施設で、今度一時預かり事業のほうに移って利用するというような、そういう考え方もできるのかなと思ってですね、様々な多様なニーズにお答えする、そういう体制を市としても整えていきたいということで、新たに一時預かりの拡充を行い、より市内の施設の皆さんにもこういった取り組みにご協力をいただきたいと、そういう目的でありますので、ちょっとわかりづらい部分はあるかと思いますが、実態を踏まえて、また今後のこども誰でも通園制度との連携、そういった展開も含めてですね、検討したものでございます。

○吾田会長

そういう方向に動いているってということですね。あの保育園に入れないお子さんって、石狩市は結構いるのですか。

○事務局 青山課長

ここの園でなければという、一般的にこだわり待機とありますがそういう方はいらっしゃるんですが、どこの園でもいいですという方であれば皆さん市内の園に入れている状況です。

○吾田会長

他にご意見ご質問はありますか。

○野口委員

多様なニーズに対応していきたいということで、国も動いている市も動いているという現実があるんですけど、実際にそれを受ける保育士さんの確保又は保育従事者に関するニーズっていうのは十分に足りている現状があるのでしょうか。

○事務局 青山課長

はい、ご質問ありがとうございます。実際に各園で受入れをする以上、人材の確保というのは非常に大事な要素であります。現状、待機児童がこだわりでなければ出ていないというところで、一定のその需要と供給のバランスというのは取れていると認識はしておりますが、石狩市の場合、大型の宅地造成などもあって、今後、こどもの数が増えるというふうに見込んでおりまして、保育ニーズが今後増えていくだろうと、そういう予測もしております。

そういう意味では各園でさらに受け入れを増やしていただくためには、人材の確保はさらに必要という部分で、保育士の人材確保は、市としての支援は非常に重要な事業で力を入れていかなければいけな

いというふうに考えております。

そういった部分も含めまして、石狩市では令和 7 年度から、新規事業として、人材確保のための強化策として、いくつか新しい取り組みを進めようと考えております。報道発表されている部分でもありますので、概要だけ申し上げますが、1 点目は新卒の保育士さんに現在、就職奨励金という形で 20 万円市から支給しておりますが、この対象を中途採用の方、潜在保育士さんという言い方もしますが、そういった方にも対象を広げて、一度辞められて、また保育士として復帰する方にも 20 万円の対象としようというふうに考えております。

2 点目として、現在、石狩市内の認定こども園などで働いている保育士の方々に、石狩市独自の応援手当を支給するというふうに考えております。年間で 12 万円の支給を予定しているところです。

3 点目として、各市内の認定こども園などの施設が、例えば保育士さんの奨学金の返還支援ですとか、あるいは市内で住む家賃の一部支給など、そういった事を行っている場合に、保育士の確保に資する取り組みとして、市のほうで 1/2 補助しますというような、そういう人材確保のための施設への補助を予定しているところでありまして、これまでよりも更に人材確保に対する取り組みを強化して、今後の保育ニーズに応えていきたい、そして、各施設での受け入れ強化につなげていただきたいと、そういう取り組みを今予定しているところでもありますので、委員ご質問のように、現場の受け入れがより充実するように、園の皆様と協力して進めてまいりたいと考えております。

○吾田会長

その他にございませんか。

○河岸委員

0 から 2 歳でも 0 から 5 歳でもいいのですが、預かり年齢は施設が設定というふうになっていますが、概ね 0 歳 6 か月以上がほとんどだと思うんですが、もし、リフレッシュとかっていうことを考えたときに、お母さんたちって 0 から 4 か月の授乳が大変な時期が一番疲れていて、リフレッシュが欲しい時期ですよ。もちろんファミサポの 40 時間とかいろんなものあるんですけども、その 0 歳 6 か月未満の年齢設定をしてくれる施設はあるのでしょうか。

○事務局 青山課長

ご質問ありがとうございます。現在行っている保育所部の一時保育については 0 歳 6 か月未満のお子さんは対象としておりませんので、委員がおっしゃるように、そういったお子様を受け入れるという部分では、現状はファミサポの 40 時間の部分や、先ほどあった子育て支援拠点事業については、親子で利用ということで、0 歳 6 か月未満のお子さんにも対応しているという部分がございます。

今後、一時預かりのこの幼稚園部の取り組みってというのは、もちろん実施施設との個別協議になってまいります。やはり 6 か月目のお子様を預かるという部分での人員配置や安全面などのある程度の諸条件というものが必要になってくると思いますので、可能な限り受け皿としては、広くお願いしたいと思いますが、それは各施設と個別に協議してですね、状況を見ながら市としても、子育て施策を総合的にとらえてですね、そういったその事業の一つ一つの在り方と言うという部分を施設の皆様と一緒に考えていきたいなというふうに思っております。

○吾田会長

ありがとうございます。その他ございませんでしょうか。

○坪田委員

運営側からすると、幼稚園部と言われてしまうと、0歳とかは対象にならないのですよね。満3歳からを幼稚園部の対象というふうに見ているので、でも0から2歳の間で預かり年齢を施設が設定していいって言うんですけども、0歳、1歳は幼稚園部の制度に全く入らないので、どうして幼稚園部に0歳から2歳が入っているのだらうとなります。私たち認定こども園が幼稚園部と呼ぶのは満3歳からです。

保育所部の部分で一般型を増やしてくってというようなイメージのほうがいいのではないかと。プレ幼稚園をイメージするのであれば、幼稚園部ということであれば満3歳の2歳からとしなければ、この普段から幼稚園部とよんでいるものには制度的に0歳、1歳は入らないのではないのでしょうか。

○事務局 青山課長

ありがとうございます。この資料作成時にこの区分けの名前を保育所部、幼稚園部とするのがいいのか悩んだところなのですが、通常、幼稚園部というのは1号認定の満3歳からのお子さんのことを指すので、同じ幼稚園部というフレーズを行政が使ったときに、何のことだろうっていうふうに混乱が生まれるのはご指摘のとおりだと思います。

今後事業を進めていく上では保育所部も含めてその言い表し方は変えるように検討いたしますが、例えば、札幌市さんでは一般型保育所タイプ、一般型幼稚園タイプというようにタイプという言い方をしているので、そういった他市の事例などを踏まえて、言い表し方、表現について検討していきたいと思います。貴重なご意見ありがとうございます。

○吾田会長

ありがとうございます。それぐらい微妙な問題ということですね。私も事前に説明を受けた際に、プレ幼稚園となると2歳児限定ということですがけれども、幼稚園部で8時から18時を含む10時間以上で0から2歳となると不安だなと思いましたし、先ほど0歳6か月未満のこどもたちについても安全面を確保しながら可能な限りって話がありましたけども、まず何より長時間預かる保護者負担軽減もありますけど、こどもの安全が守られることが第一ですので、そこを担保しながら、どういうふうにかこう実施していくのかっていうことと、利用者にこれを周知していくっていうことの難しさですね。保護者の都合なのかこどものこと考えて、なのかっていうようなところも含めて、本当に必要な方たちに届くような制度にしていくように、モデル事業の中でいろいろな方が利用され、どんなことが課題としてあがってくるかということを見ていく一年というふうになるかなと思いますけれどもね。そういうところでは、いろんなこと見据えつつ制度を実施していくということですね。

他にご意見はございませんか。

○坪田委員

こども誰でも通園制度の趣旨と一時預かり事業の趣旨は全然違って、一時預かりはやはり働く親たちの就労の多様なニーズに応えていく部分で、こども誰でも通園制度で10時間以上使いたい子がここに入っていくと、一時預かりはいっぱいですので、一時預かりを利用したい就労している親が利用できなくなっていくのでは。

こども誰でも通園制度で 10 時間以上使いたいから一時預かりも併せて利用するというのは、札幌市が実施しているかどうか分かりませんが、ちょっと問題があるのではないかと思います。

一時預かりは泣いたり離れなかったり大変な部分で 8 時から 6 時という 10 時間っていうのはもう本当に厳しいし、初めて保育園に通う子たちっていうのは 1 時間、2 時間とならしていくわけですね。ところがこの一時預かりは 1 日目から 10 時間預けるというね。親の気持ちもあるけど、こどもたちはすごく負担がかかるという部分では、もう少し一時預かりを大事に考えたほうがいいのではないかと思います。

○事務局 青山課長

はい、ありがとうございます。おっしゃるように一時預かり事業とこども誰でも通園制度は目的趣旨が違う事業という部分の認識は我々も同じです。

実際にこども誰でも通園制度と一時預かり事業をどのように連携する部分は連携して、或いは目的が違うので、分ける部分は分けてどういった形でやるのが、一番は利用者のためですので、利用者の皆さん実際に受け入れていただく施設の皆さん方に、令和 7 年度はモデル事業ということでアンケートとか含めて、様々な声を頂戴して、どういった形が一番望ましいか、そういった部分を令和 8 年度につなげていきたいと思っておりますので、考え方としては受け入れ態勢を広げて、少しでも利用者のためにという部分で、まず令和 7 年度はモデル的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○吾田会長

ありがとうございます。いろんな心配点とか課題が、皆さんの意見の中からあげられたかなというふうに思います。そのうえでこれを実施しながら、現場の保育士さんの意見とか、利用された方の意見なども伺いながら、より良いものになっていくように、課題を整理しながら、この 1 年間モデル事業として実施していくという形になるかなと思いますね。保育所部、幼稚園部の名称については検討いただければと思います。

○事務局 青山課長

名称については誤解のないように検討し決めていきたいと思います。

○吾田会長

他にご意見はございませんか。

○伊藤委員

令和 7 年度は、支援拠点はモデル事業に入っていないということですが、同じ対象のお子さんを持つ保護者が支援拠点に来ていますので、モデル事業が行われなくとも、その支援拠点に来ている保護者にも、この制度についてのご意見とかそういう制度があっても、支援拠点を選ぶ理由というのもしサーチされると、今後、令和 8 年度とかの動きにつながるのかなと思っています。支援拠点の受託者の意見や感想だけではなく、本当に利用される方がどうして他の制度を利用されずに支援拠点を利用してるかっていうのは、とても重要な視点ではないかなと思ってますので、何かの機会にアンケートなりご意見を聞いて、それを反映されて、令和 8 年度につなげていくということも一案お考えになってはいいかなと思います。

○事務局 青山課長

貴重なご意見ありがとうございました。まさしくおっしゃるとおりだと思いますので、次年度に向けてですね、拠点事業の皆様にもご協力いただきながら、広く拠点事業の利用者の方にも、こういったことも誰でも通園制度を知っていただく、そして、またいろいろと意見等いただくという機会を設けてまいりたいと考えておりますので、改めて子ども政策課を通じて、ご協力のほう関係施設の皆様をお願いしたいと考えております。ありがとうございます。

○吾田会長

貴重な意見ありがとうございました。それでは、このような形で進めていくということで、市の原案に対して妥当であるという形で進めていくということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。それではそのような内容で答申したいと思います。

それでは、次の議題にはいります。(3)の「第二期石狩市こどもビジョンの策定について」事務局から説明をお願いします。

○事務局 田原主査

それでは、資料 3「第二期石狩市こどもビジョン(案)」について、12 月に開催した会議以降に修正があった部分を中心にご説明します。

まず初めに、令和 6 年 12 月 26 日から令和 7 年 1 月 25 日までの期間で実施したパブリックコメントについて報告させていただきます。本パブリックコメントでは、1 名の方から 3 件の意見提出がありましたが、計画に反映するご意見ではありませんでした。

次に、令和 6 年 12 月 16 日から令和 7 年 1 月 25 日までの期間で実施したこどもの意見を聴く取組の結果については、49 名から意見の提出がありました。学年別の内訳としては、小学校 5 年生が 25 名、小学校 6 年生が 2 名、中学校 1 年生が 3 名、中学校 2 年生が 16 名、中学校 3 年生が 2 名、高校 1 年生が 1 名でした。いただいた意見については回答を作成し、今後、ホームページなどで公表する予定です。現在、内容を精査中ではありますが、提出された意見によって計画を修正した部分はありませんでした。

次に、12 月の会議で議論をいただいて修正した箇所について説明させていただきます。まず初めに、「ウェルビーイング」に関する部分ですが、12 月の会議後に、委員の方へ修正案を示させていただき、特段ご意見はありませんでしたので、その内容で採用し、ウェルビーイングについての説明をページ下段から中段に変更しました。

次に、「個別最適な学びと協働的な学び」に関する部分です。55 ページ目、「1)未来を開拓する力の育成」1段落目のところで、「個別最適な学びと協調的な学び」を「個別最適な学びと協働的な学び」に変更しております。

次に、子ども・子育て会議で議論のあった部分以外で修正した箇所についてお伝えします。まず、全体のレイアウトを変更しました。大きく変更した部分は、ページの上段と中段右端に章を表示し、表やグラフを見やすくしております。最終的にはイラストなどを用いた表紙も追加する予定です。

次に、66 ページ目から 84 ページ目にかけて、第 5 章の基本目標に関連する個別事業の詳細を一覧にして掲載しました。

次に、88 ページをご覧ください。第 6 章、「量の見込みと確保方策」について説明いたします。ページの上段、石狩地区の量の見込みと確保方策についてですが、文言の修正はありませんが、再度内容を説明いたしますと、課題としては、今後の緑苑台西地区の宅地造成等に伴う就学前児童数の増加により、令

和9年度以降の2号及び3号定員の不足が見込まれております。よって、それらに対応していくための保育の供給量の確保方策としては、記載のとおり、施設整備等による利用定員の増加や利用定員の弾力的運用によって、見込み量の需要に対応していくこととしております。また、増加する保育需要に対応するための保育士の確保が重要であることから、総合的な対策を行い、安定的な教育・保育提供体制の構築を図ることとしております。

次に89ページをご覧ください。先程の確保方策の取組内容や、新年度の幼児教育・保育の受入状況などを踏まえ、計画期間内の量の見込みと確保方策の数値を精査し、今回修正いたしました。修正箇所としては、資料中段に記載のある、石狩地区の②確保の内容のうち、教育・保育施設の欄の数字、いわゆる市内認定こども園の利用定員数となります。

具体的には、前回資料と比較して、令和7年度から令和11年度までの5年間の合計で、1号の幼稚園部の定員を、近年の共働き家庭の増加による保育(3号)への移行状況等を勘案し、100名減少させております。

また、保育所部の定員について、今後の保育需要に対応した保育施設の増改築や、市及び民間施設が一体となって保育士確保に向けた取組を進めていくことで、保育の受け皿を増やすことなどにより、計画期間5年間の合計で、2号の定員を70名、及び3号の定員を80名増やすこととし、必要な供給量が確保されるよう、計画の見直しを行ったところであります。

次に92ページ目、「(5)放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)」の中段のところで、前回は「放課後対策事業」と記載しておりましたが、「放課後児童対策事業」に変更しております。

次に97ページ目、「(10)子育て世帯訪問支援事業」の「2)今後の方向性・確保方策」のところで、前回は「実施に当たっては、石狩市こども見守りネットワーク協議会において支援が必要とされた家庭に対し」と記載しておりましたが、本事業は養育支援訪問事業と連携して実施する方向であり、養育支援訪問事業で「石狩市こども見守りネットワーク協議会のケース対応会議を開催し、訪問支援の対象家庭の決定」をするため、本事業から削除いたしました。

最後に110ページ目から113ページ目に令和6年12月18日に制定しました「石狩市こどもの権利条例」を掲載しております。私の方からは以上です。

○吾田会長

ありがとうございます。細かい部分を整理して提示いただきました。本日の審議した後に(案)がなくなり皆様のところに届くということになるのですね。今の説明に何かご意見ご質問はありますか。

これから色がついたり、イラストが入ったりとかっていうような形になっていくということですね。この計画で2025年度から2029年度までの5年間ということですね。

○事務局 青木課長

5年間このままではなく中間年で見直しを考えております。

○吾田会長

緑苑台の宅地に関しては、もう入る方は決まっていますか。

○事務局 青木課長

詳しい状況は分からないのですが、デベロッパーが開発しており、そこから実際、どれだけの方

が入居されるのかということになると思います。今、新聞報道等で人件費や材料費が上がっており、近年は住宅の立地自体も減っているという報道もあります。今回の計画はあくまで過去の宅地造成実績を踏まえて、人口の推計をしております。あくまで予測という形になりますので、そういった状況も見定めて進めてまいります。

○吾田会長

ありがとうございます。予測を立てていただいているということでした。それでは、皆さんよろしいでしょうか。ありがとうございます。皆さんのご賛同をいただきましたので、それでは、次の議題にはいります。報告案件として(4)の「教育・保育施設の利用定員の変更について」事務局から説明をお願いします。

○事務局 竹瀬主査

子ども家庭課の竹瀬です。資料 4 をご覧ください。「教育・保育施設の利用定員の変更について」ですが、令和 7 年 4 月 1 日から市内の幼保連携型認定こども園 1 施設において利用定員を変更する申請がありますので報告いたします。

花川北陽認定こども園ですが、園の実利用人員を踏まえて、1 号認定の利用定員を 75 人から 45 人に変更する申請内容となっております。私からは以上です。

○吾田会長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました内容について、ご質問がありましたらご発言いただければと思います。皆様ご質問はございませんか、実態に応じてということですので、このような形に変更させていただくということになります。よろしくお願いいたします。

それでは次に進みます。答申書を作成しますので 10 分ほど休憩いたします。

【4.答申】

○吾田会長

それでは先ほど諮問された件について答申します。

ただいま事務局より答申書(案)を配布しておりますので内容をご確認ください。それでは事務局より読み上げていただければと思います。

○事務局 青木課長

それでは一つ目から読み上げさせていただきます。

1, 令和 7 年度乳児等通園支援事業の実施について。令和 8 年度からのこども誰でも通園制度の本格実施へ向けて、令和 7 年度に複数の園でモデル事業を実施し、市民の利用ニーズの把握や運営方法の検証を行うこと、また、利用料金の設定にあたり、国の制度を踏まえ、生活保護世帯及び住民税非課税世帯を減免することは妥当であると判断いたします。今後、事業の内容について、対象となる子育て世帯へ広く周知広報を行うとともに、本事業の利用者及び地域子育て支援拠点施設等、子育て関連施設の利用者へのアンケート調査による事業検証をしっかりと行いながら、施設運営者とも十分に協議のうえ、令和 8 年度以降の円滑な事業運営に繋げていくことを要望いたします。

2, 一時預かり事業(一般型)の拡充について。一時預かり事業の対象を拡充することは、多様な保護者ニーズへの対応や児童福祉の向上が図られるものであり、妥当であると判断いたします。また、国の制度変更に基づき、利用料の減免対象を住民税非課税世帯及び私的利用まで拡充することは、子育て支援の強化や、他の子育て関連事業との整合性を確保する観点からも妥当であると判断いたします。子育て世帯へ必要な支援がしっかりと行き届くよう、施設における受入れ児童の安全面を確保しながら事業の利用促進を図るとともに、子育て世帯へのより効果的な支援に向けて取組を進めていただくことを要望いたします。以上です。

○吾田会長

ありがとうございます。皆さんの意見を反映させていただいた答申書になっているかなというふうに思います。皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは修正はございませんので、これで答申することといたしたいと思います。ありがとうございました。答申書は後ほど田村部長にお渡ししたいと思います。

【5.その他】

○吾田会長

その他としては何かございますか。

○事務局 青木課長

長時間にわたりご議論いただきましてありがとうございます。次回の開催は、5 月を予定してございます。後日、日程調整のご連絡差し上げたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。以上です。

【6.閉会】

○吾田会長

最後に全体を通して質問等はございますでしょうか。もしなければ以上で、令和 6 年度第 5 回石狩市子ども・子育て会議を終了いたします。

次回は 5 月ということで、今年は桜の開花が 4 月とっていましたが桜は散っているかもしれない時期にお会いすることになるかと思いますが、皆様健康に留意されて、またお元気でお会いしたいと思っております。お疲れ様でした。

令和7年 3 月 / 2 日 議事録確定

会長 吾田 富士子